

出願審査請求料・特許料軽減措置

～通常料金の1/3に軽減！～

審査請求料・特許料の減免処置とは？

中小・ベンチャー企業や小規模企業等が国内出願を行う場合の「審査請求料」と「特許料」について、特許庁に納付する料金が軽減されます。

減免処置の対象になると？

「審査請求料」と「特許料」について、平均的な内容の出願で、約41万円の料金が、約14万円に軽減されます。
(約27万円の料金が節約に！)

減免処置の対象者は？

1. 小規模企業

対象: 1及び2を満たす企業

1. 従業員20人以下
(商業・サービス業は5人以下)
2. 他の法人に支配されていない

2. 設立10年未満、資本金3億円以下の法人

対象: 1～3の全てを満たす企業

1. 設立後10年未満
2. 資本金3億円以下
3. 他の法人に支配されていない

国内出願に係る料金の軽減処置の手続き

